

仕様書

この仕様書は、発注者である札幌市(以下「委託者」という。)が受託者に委託する、札幌市内の住宅・建築物におけるゼロ・エネルギー化の普及に向けた調査業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

1 業務名

札幌市内の住宅・建築物におけるゼロ・エネルギー化の普及に向けた調査業務

2 業務の目的

札幌市では、札幌市温暖化対策推進計画において、市内の温室効果ガス排出量を2030年に1990年比で25%削減という中期目標を掲げ、排出量の約7割を占める住宅・建築物における高断熱・高气密化や省エネ・再エネ機器の導入を組み合わせたゼロ・エネルギー化を進めている。

国では、エネルギー基本計画において、住宅については、「2020年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建て住宅の半数以上で、2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す」とし、また、建築物については、「2020年までに新築公共建築物等で、2030年までに新築建築物の平均でZEBの実現を目指す」と掲げている。

しかし、本市の新築戸建て住宅におけるZEHの割合は約1.4%と推測され、全国平均である約3.2%に比べ相当低く、積雪寒冷地におけるゼロ・エネルギー化には技術的な課題や認知度の低さ等もあり、普及が遅れていると考えられる。

よって、本業務では、ZEH・ZEH-M・ZEBの施工実績や設計の技術的課題等について、地場工務店や設計者を対象に調査を行い、市内の住宅・建築物のゼロ・エネルギー化の普及啓発に繋げることとする。

3 履行期間

契約締結の日から令和2年3月27日(金)まで

4 業務の内容

受託者は、本市が行う住宅・建築物におけるゼロ・エネルギー化の普及のため、下

記の業務を行うこと。

(1) ZEH の施工実績や設計の技術的課題等に関する調査

市内 ZEH ビルダー（57 社）や市内工務店（156 社）に対し、ZEH の施工実績やゼロ・エネルギー化を進める上での課題点等を郵送によるアンケート調査を行う。

(2) ZEH-M・ZEB の設計実績や設計の技術的課題等に関する調査

市内建築物の設計を行う設計事務所（426 社）や市内 ZEH-M デベロッパー（1 社）、市内 ZEB プランナー（6 社）に対し、ZEH-M、ZEB の設計実績やゼロ・エネルギー化を進める上での課題点等を郵送によるアンケート調査を行う。

5 アンケート調査実施概要

(1) アンケート調査票の作成

受託者は、調査内容に基づくアンケート調査票を作成すること。

アンケート調査票は、A4 版とし、両面印刷を基本とする。

アンケート調査票の内容は、委託者及び受託者の双方で協議を行い、委託者が承諾したものを使用するものとする。

(2) アンケート調査票の印刷及び封筒について

アンケート調査票は、委託者が発送する部数を印刷し受託者に引き渡す。

また、発送用の封筒（長 3）及び返信の宛先を印刷した返信用の封筒（長 3）は委託者が用意し受託者に引き渡す。

(3) 送付先の会社名・住所が記載されたラベルについて

送付先の会社名・住所が記載された 8.6cm×4.2cm 程度の裏面シールのラベル用紙（12 面綴り）を委託者が用意するので、受託者は発送用の封筒に貼付すること。

(4) 発送用の封筒へのアンケート調査票等の封入封緘

受託者は、調査票及び返信用封筒を折り、発送先ラベルを貼付した発送用封筒に封入・封緘すること。

(5) アンケート調査票の発送

発送は委託者が行うので、受託者は、上記の封入・封緘した発送用封筒を、発送先ラベルに記載の郵便番号順に並べたのちに、委託者へ引き渡すこと。なお、発送の郵送料は委託者が負担する。

(6) アンケート調査票の回収

アンケート調査票の回収は、委託者の住所を記載した返信用封筒により委託者が回収する。なお、返信の郵送料は料金後納郵便により委託者が負担する。

受託者は、回収期間中週1回程度、委託者に訪問し回収した返信用封筒を受領すること。

(7) 返信用封筒の開封、調査票のデータ入力

受託者は、回収した返信用封筒を開封し、アンケート調査票を取り出し、データ入力を行うこと。

データ入力はMicrosoft Excel形式とし、あらかじめ委託者及び受託者の双方で協議を行い、委託者が承諾した表を使用するものとする。

(8) アンケート結果の集計

受託者は、上記の入力データをもとに、各質問項目について集計表の作成を行うこと。

6 提出書類

受託者は、下記の書類を委託者に提出し、実施内容等について報告するとともに、委託者より承諾を得ること。

(1) 着手時

受託者は業務契約締結後、速やかに業務日程表を作成し、委託者の承諾を得ること。

(2) 完了時

ア 業務完了届

業務完了後直ちに1部提出

イ 調査報告書

1部提出

ウ アンケート結果の電子データ

委託者が認める形式(Word、Excel、Power Point、PDF)による電子データを保存した記憶媒体(CD-R等)1枚提出すること。なお、上記形式の電子データによらない場合は、委託者及び受託者と協議のうえ決定する。

7 成果物の納入場所

住所：札幌市中央区北1条西2丁目

名称：札幌市 環境局 環境都市推進部 エコエネルギー推進課

8 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和2年3月27日(金)まで

9 その他

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (3) 業務の実施にあたり、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得るよう努力すること。
- (4) 本業務に関して生じる問題点は、委託者と受託者の双方が協議し、処理すること。
- (5) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、委託者の指示に従うこと。
- (7) 本業務に関する不都合等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。
- (8) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。
- (9) 本業務の履行において使用する商品・材料、製作物等は、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき環境に配慮したものとする。
- (10) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とし、これにかかる賠償責任が発生した場合は受託者負担による。別記「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

10 問い合わせ先

札幌市 環境局 環境都市推進部 エコエネルギー推進課 野村、亀田谷

電話：011-211-2872 Fax：011-218-5108 電子メール：kan.energy@city.sapporo.jp

[別記]

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

この業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

この業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その使用する者がこの業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。上記の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

この契約業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

この業務を処理するに当たって、市から提供された個人情報が記録された資料等を、市の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

この業務を処理するに当たって、市から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

この業務を処理するに当たって、市から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、市が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

市は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。